

## 平成23年度 長崎県「介護サービス情報の公表」計画

「介護サービス情報の公表」制度の施行のため、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第37条の2に基づき、長崎県「介護サービス情報の公表」計画(以下「計画」という。)として、次のとおり定める。

平成23年8月1日

長崎県知事 中村 法道

### 1 計画の基準日

平成23年4月1日とする。

### 2 報告の期間

平成24年4月1日以降で別に定める。

### 3 対象となる介護サービス

報告の対象となる介護サービス(以下「対象サービス」という。)は、介護保険法施行規則(以下「規則」という。)第140条の43に規定する次の35サービスである。

1. 訪問介護
2. 訪問入浴介護
3. 訪問看護
4. 訪問リハビリテーション
5. 通所介護
6. 通所リハビリテーション
7. 短期入所生活介護
8. 短期入所療養介護(規則第14条第4号に掲げる診療所に係るものを除く。)
9. 特定施設入居者生活介護(養護老人ホームに係るものを除く。)
10. 福祉用具貸与
11. 特定福祉用具販売
12. 夜間対応型訪問介護
13. 認知症対応型通所介護
14. 小規模多機能型居宅介護
15. 認知症対応型共同生活介護
16. 地域密着型特定施設入居者生活介護(養護老人ホームに係るものを除く。)
17. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
18. 居宅介護支援
19. 介護老人福祉施設
20. 介護老人保健施設
21. 介護療養型医療施設(入院患者の定員が8人以下である病院又は診療所に係るものを除く。)
22. 介護予防訪問介護

23. 介護予防訪問入浴介護
24. 介護予防訪問看護
25. 介護予防訪問リハビリテーション
26. 介護予防通所介護
27. 介護予防通所リハビリテーション
28. 介護予防短期入所生活介護
29. 介護予防短期入所療養介護（規則第14条第4号に掲げる診療所に係るものを除く。）
30. 介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）
31. 介護予防福祉用具貸与
32. 特定介護予防福祉用具販売
33. 介護予防認知症対応型通所介護
34. 介護予防小規模多機能型居宅介護
35. 介護予防認知症対応型共同生活介護

#### 4 対象となる介護サービス事業者

対象サービスを提供している事業者又は提供しようとする事業者のうち、計画の対象となる介護サービス事業者（以下「対象事業者」という。）は、介護保険法（以下「法」という。）第115条の35及び規則第140条の44の規定により、次に掲げる事業者とする。

- (1) 平成23年4月1日以降、対象サービスの提供を新たに開始した事業者又は開始しようとする事業者（以下「新規事業者」という。）
- (2) ただし、前項にかかわらず、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護（以下「訪問看護等」という。）のうち、法第71条第1項本文の規定により居宅サービスに係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた病院等、法第72条第1項本文の規程により居宅サービスに係る法第41条第1項本文の指定があったとみなされた介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設、又は法第115条の11において準用する法第71条第1項本文及び法第72条第1項本文の規定により介護予防サービスに係る法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた病院等、介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設については、報告対象事業者としない。

#### 5 報告の提出先等

- (1) 報告の提出先及び方法等は、平成24年4月1日以降に別に定める。
- (2) 報告対象事業者の報告期限は、平成24年4月1日以降に別に定める。

#### 6 情報公表事務に関する計画

公表の対象となる事業者は、この計画において報告の対象となる事業者で、報告が受理された事業者とし、受理の翌月から順次公表する。

## 7 その他

- (1) 平成23年度新規指定事業者等の情報について  
長崎県長寿社会課ホームページに新規指定事業者一覧を掲載するとともに、WAMNETの介護事業者情報を参照するよう案内することとする。
- (2) 既存事業所等の情報について  
平成22年度長崎県介護サービス情報公表計画に基づく調査結果の公表を継続する。